

# 並木の会 個人情報取扱い規則

## (目的)

第1条 並木の会(以下、「本会」という)が保有する個人情報の適正な取扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、並木の会役員名簿・会員名簿・行事などの記録や写真及びその他の個人情報データベース(以下、「個人情報データベース」という)の取扱いについて定めるものとする。

## (責務)

第2条 本会は、個人情報保護に関する法令を遵守すると共に、並木の会活動において個人情報の保護に努めるものとする。

## (管理者)

第3条 本会における個人情報データベースの管理者は、会長とする。個人情報管理者は、複数の個人情報保護代理管理者を置くことができる。代理管理者は、個人情報保護管理者の指揮監督のもとにその職務を代行する。

## (取扱者)

第4条 本会における個人情報データベース取扱者は、役員、各委員会委員長とする。

## (秘密保持義務)

第5条 個人情報データベースの管理者・取扱者は、職務上知りうることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。情報受領者となった会長も同様とする。

## (収集方法)

第6条 本会は、個人情報を収集するとき、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。なお、本会は、要配慮個人情報(思想、信条および宗教に関する個人情報ならびに社会的差別の原因となる個人情報)については取得しないものとする。

## (周知)

第7条 個人情報取扱いの方法は、本規約の周知により会員に周知する。

## (利用)

第8条 取得した個人情報は、次の目的に沿った利用を行うものとする。

- (1) 並木の会会費の集金業務、管理業務
- (2) その他の文書の送付
- (3) 役員・会計監査・会員・合同委員・登校班等の名簿の作成
- (4) 本部役員並びに委員の選出活動
- (5) 本会内での広報活動

(利用目的による制限)

第9条 本会はあらかじめ本人の同意を得ないで前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

(管理)

第10条 個人情報は管理者または取扱者が保管するものとし、適正に管理する。また、不要となった個人情報は管理者立ち会いのもとで、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

個人情報の取扱いの全部または一部を本会以外のものに委託するときは、原則として委託契約において、個人データの安全管理について受託者が講ずべき措置を明らかにし、受託者に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。

(保管)

第11条 個人情報データベース、個人データを取り扱う電子機器等については、ウイルス対策ソフトを入れるなど適切な状態で安全に保管することとする。

(第三者提供の制限)

第12条 個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要な場合
- (3) 公衆衛生の向上または児童の健全育成の推進に必要な場合
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令を定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

(第三者提供に係る記録の作成等)

第13条 本会は、個人情報を第三者(第12条(1)～(4)の場合を除く)に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 提供する対象者の氏名
- (3) 提供する情報の項目
- (4) 対象者の同意を得ている旨

(第三者提供を受ける際の確認等)

第14条 第三者(第12条(1)～(4)の場合を除く)から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について確認する。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 第三者が個人情報を取得した経緯
- (3) 提供を受ける対象者の氏名
- (4) 提供を受ける情報の項目
- (5) 対象者の同意を得ている旨(事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要)

(情報の開示)

第15条 本会は、本人から個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

(漏えい時等の対応)

第16条 個人情報データベースを漏えい等紛失した恐れがあることを把握した場合は、直ちに管理者に報告する。

(研 修)

第17条 本会は、役員・常任委員長・会員・常任委員に対して、定期的に、個人データの取扱いに関する留意事項について、研修を実施するものとする。

(苦情の処理)

第18条 本会は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(改 正)

第19条 法令の改正または実務上の不備が発生した場合は、役員会において審議し承認をもって改定することができる。なお、本規則を改定した場合は、第7条に定める周知方法をもって会員へ周知するものとする。

(附 則)

本規則は、令和3年5月20日より施行する。